

東京都北区境界標杭管理保全要綱

平成 20 年 3 月 31 日 区長決裁
19 北 ま 道 第 4394 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都北区（以下「区」という。）が管理する特別区道、管理通路、認定外道路、公園、児童遊園、緑地、遊び場及びポケットパーク（以下「区道・公園等」という。）に設置されている境界標杭の管理保全に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において境界標杭とは、区道・公園等の境界確定及び境界確認又は道路区域標示により区が設置した境界杭及び境界プレートをいう。

(工事施工の届出)

第 3 条 区道・公園等の工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、境界標杭を一時撤去する必要がある場合には、あらかじめ工事施工届出書（境界標杭）（別記第 1 号様式）を区長に提出し、境界標杭の保全に必要な措置を講じなければならない。

2 工事施工者は、境界標杭の設置位置及び設置施工方法について、工事施工届出書（境界標杭）を提出する前に区長と協議しなければならない。

3 第 1 項の工事施工届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図及び平面図（掘削位置及び境界標杭の位置関係を明示したもの）

(2) 写真（境界標杭、境界標杭周辺及び全引照点を確認できるもの）

(3) 区長の指示する測量資料

(機能の回復)

第 4 条 前条第 1 項の規定により一時撤去した境界標杭を設置する工事は、原因者である工事施工者が行わなければならない。この場合には、原則として既設の境界標杭を再使用し既設と同様の構造により再設置するものとする。

2 工事施工者以外の者が、故意又は過失により境界標杭を滅失又は毀損した場合は、前項の規定を準用する。

(設置工事)

第 5 条 工事施工者は、設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

2 設置工事がしゅん工した工事施工者は、速やかに工事しゅん工報告書（境界標杭）（別記第 2 号様式）を区長に提出し、検査を受けなければならない。

3 前項の工事しゅん工報告書（境界標杭）には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1）第1項に規定する写真

（2）再設置位置図（正しく復旧されていることが確認できるもの）

（3）区長の指示する測量資料

4 工事施工者は、第2項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第6条 境界標杭の設置工事に要する費用（既設の境界標杭の取り壊しの費用を含む。）及び境界標杭の測量作業に要する費用は、原因者の負担とする。ただし、原因者に負担をさせることが適当でないと区長が認めた場合は、この限りではない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、境界標杭の管理保全について必要な事項は、土木部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月30日区長決裁26北ま道第4776号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（令和3年12月8日副区長決裁3北土施第2647号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。